

第59期

# 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月25日（土曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

東京都府中市若松町一丁目38番地の1  
当社 本社ビル3階 会議室  
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

## ご出席自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、議決権の行使は書面又はインターネットによる方法等で行い、当日のご出席は、感染防止のため自粛をご検討ください。

なお、当日の株主総会の様子は、当社ウェブサイト(<https://www.sundrug.co.jp/>)において後日オンデマンド配信を実施する予定です。

株主総会ご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **サンドラッグ**

証券コード：9989



## 目的事項

### 報告事項

- 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

### 議決権行使期限

2022年6月24日（金曜日）  
午後5時30分まで

## 目次

第59期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	21
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48

# 株 主 各 位

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

## 株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 CEO 貞方 宏司

### 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれの場合でも、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時(受付開始：午前9時)
2. 場 所 東京都府中市若松町一丁目38番地の1  
当社 本社ビル3階 会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

株主総会へのご出席にあたっては、株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び当社定款第14条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sundrug.co.jp/>）に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には掲載いたしていません。

また、事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

### 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

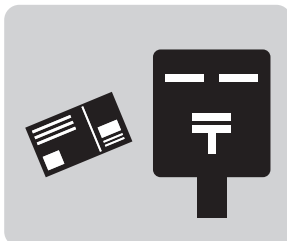
なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

**2022年6月25日（土曜日）午前10時**  
（受付開始 午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合

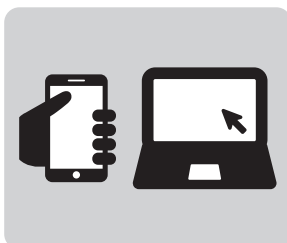


#### 郵 送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権  
行使期限

**2022年6月24日（金曜日）午後5時30分到着分まで**



#### インターネット

詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権  
行使期限

**2022年6月24日（金曜日）午後5時30分行使分まで**

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

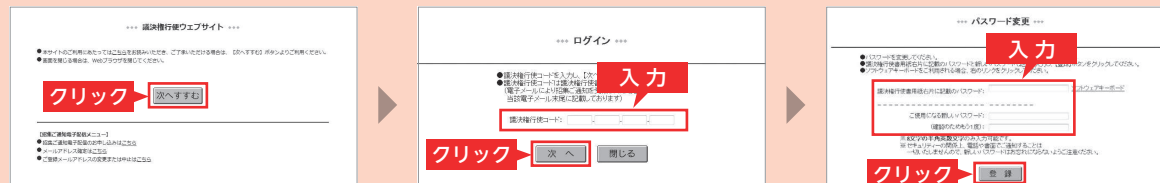


## 2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

### ！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
☎ **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第59期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円といたしたいと存じます。

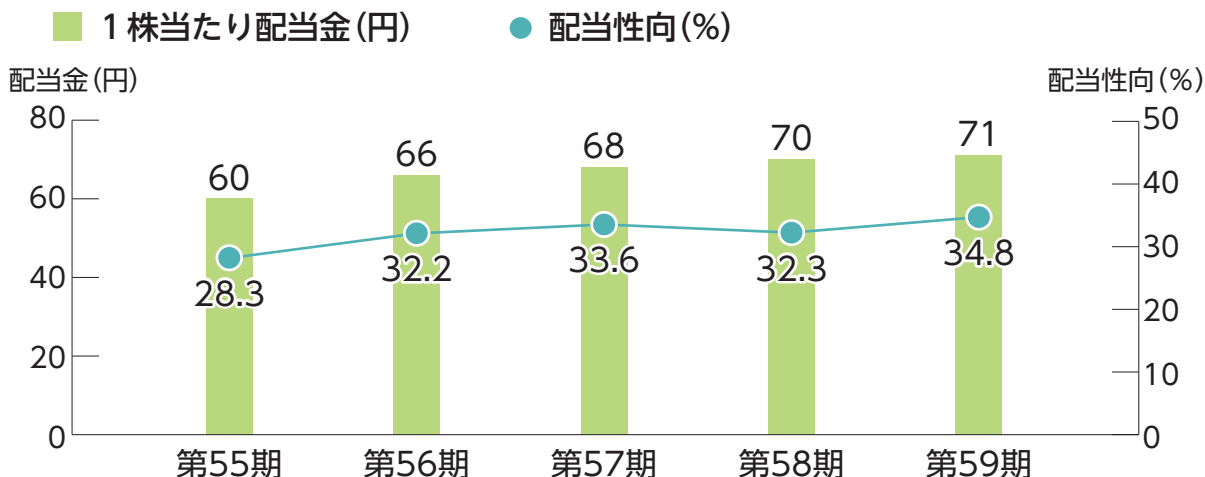
なお、この場合の配当総額は4,209,243,984円となります。

これにより、中間配当金35円を含めました当期の年間配当金は、1株につき、前期に比べ1円増配の71円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日（月曜日）といたしたいと存じます。

### (ご参考)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能になりました。当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために変更案第12条第2項を新設するものであります。なお、定款第12条変更の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日または2022年6月25日のいずれか遅い日をもって生じるものとします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第12条 (招集及び方法) 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 <u>②当社は、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第14条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（任期） 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第20条（任期） 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする</p> <p>（附則） 1変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、グループ経営体制の一層の強化・充実を図るため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会/ 出席回数
1	さだ かた ひろ し 貞 方 宏 司	代表取締役社長 CEO	再任	100% (17/17回)
2	た だ なお き 多 田 直 樹	取締役チェアマン	再任	100% (17/17回)
3	さか い よし みつ 坂 井 義 光	執行役員 店舗開発部長	新任	— (—)
4	た だ たか し 多 田 高 志	取締役	再任	100% (17/17回)
5	すぎ うら のぶ ひこ 杉 浦 宣 彦	社外取締役	再任 社外 独立	100% (17/17回)
6	まつ もと まさ と 松 本 正 人	社外取締役	再任 社外 独立	100% (17/17回)
7	つじ とも こ 辻 智 子	社外取締役	再任 社外 独立	100% (17/17回)

**新任** … 新任取締役候補者

**再任** … 再任取締役候補者

**社外** … 社外取締役候補者

**独立** … 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さだかた

貞方

ひろし

宏司

1970年9月27日生

再任



所有する当社の株式数

14,000株

取締役在任期間

14年

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 3月	当社入社	2008年 6月	当社取締役営業第二部長
2001年 4月	当社経営企画室課長	2009年12月	当社取締役
2003年 1月	当社営業第二部次長	2019年 5月	当社代表取締役社長
2004年 4月	当社営業第二部長	2022年 4月	当社代表取締役社長 CEO (現任)
2005年 4月	当社執行役員営業第二部長		

#### ■重要な兼職の状況

ダイレックス株式会社代表取締役会長

#### ■取締役候補者とした理由

貞方宏司氏は、2009年12月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役副社長、2014年6月より代表取締役社長を、2019年5月より当社代表取締役社長を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、これまでの豊富な業務経験と経営・管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ただ なおき  
多田 直樹

1962年11月13日生

再任



所有する当社の株式数

3,112,000株

取締役在任期間

21年

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 5月 当社入社

1995年 4月 当社経営企画室課長

2001年 3月 当社退社

2001年 6月 当社取締役

2019年 4月 当社取締役管理本部長

2022年 4月 当社取締役チェアマン (現任)

## ■当社との特別な利害関係

株式会社イリュウ商事及び株式会社フォレストモールの代表取締役会長に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。

## ■重要な兼職の状況

株式会社イリュウ商事代表取締役会長

株式会社フォレストモール代表取締役会長

株式会社星光堂薬局取締役

## ■取締役候補者とした理由

多田直樹氏は、2001年6月より非業務執行取締役、2019年4月より取締役管理本部長として経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。当社在籍時のさまざまな業務経験や他の会社の代表取締役社長・会長などを歴任し、企業経営トップとしての経営全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

さか い よし みつ  
坂井 義光

1964年12月15日生

新任



所有する当社の株式数

23,100株

取締役在任期間

8年9ヶ月

取締役会への出席状況

—

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年11月	当社入社	2005年4月	当社執行役員店舗開発部長
1998年4月	当社営業部課長	2010年6月	当社取締役店舗開発部長
2001年4月	当社店舗開発部次長	2019年3月	当社執行役員店舗開発部長（現任）

#### ■重要な兼職の状況

なし

#### ■取締役候補者とした理由

坂井義光氏は、当社において営業、商品及び店舗開発部門、2005年4月より執行役員や取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。また、これまでの豊富な業務経験と経営・店舗開発に関する高い知見を有していることから、取締役会機能強化並びに当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、取締役候補者いたしました。

※取締役在任期間に関しましては、2010年6月から2019年3月までの期間となります。

候補者番号

4

ただ たかし  
多田 高志

1969年3月10日生

再任



所有する当社の株式数

2,200,000株

取締役在任期間

5年

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	株式会社イトーヨーカ堂入社	2007年 1月	株式会社やまき S C 開発 (現株式会社フォレストモール) 専務取締役
1996年 10月	当社入社	2009年 6月	株式会社フォレスト (現株式会社フォレストモール) 代表取締役社長
2001年 3月	株式会社イリュウ商事取締役 (非業務執行取締役) (現任)	2014年 4月	株式会社シーズリテイル (現株式会社シーズワン) 代表取締役社長
2001年 4月	当社商品部情報課長	2017年 3月	同上退任
2003年 1月	当社商品部仕入課長	2017年 6月	当社取締役 (現任)
2005年 5月	当社経営企画室課長		
2006年 12月	同上退職		

## ■当社との特別な利害関係

株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。

## ■重要な兼職の状況

株式会社イリュウ商事取締役 (非業務執行取締役)  
ダイレックス株式会社代表取締役社長

## ■取締役候補者とした理由

多田高志氏は、1996年10月当社入社以降、幅広い業務を遂行し、当社退職後は、企業経営に従事し、2019年5月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役社長を務め、経営トップとして手腕を発揮しております。これまでの豊富な業務経験と経営・管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

すぎうら  
杉浦

のぶひこ  
宣彦

1966年2月7日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

8年

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	香港上海銀行入社	2006年 4月	J Pモルガン証券株式会社 シニアリーガルアドバイザー
2001年 8月	金融庁総務企画局政策課金融研究研修 センター研究官	2008年 4月	中央大学大学院戦略経営研究科教授 (現任)
2004年 3月	中央大学大学院法学研究科民事法専攻 博士後期課程修了 (博士 (法学))	2014年 6月	当社社外取締役 (現任)

#### ■重要な兼職の状況

中央大学大学院戦略経営研究科教授

金融庁 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会 メンバー

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉浦宣彦氏は、大学院教授及び法学博士として、企業経営戦略及びコンプライアンスに関する豊富な研究経験を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督機能の強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

まつもと  
松本まさ と  
正人

1957年1月11日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	野村証券投資信託販売株式会社入社	2015年 6月	同社代表取締役副社長 兼 株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ常務執行役員
2002年 9月	三菱証券株式会社 (現 三菱UF J証券ホールディングス株式会社) 執行役員	2016年 6月	MUSビジネスサービス株式会社代表取締役会長
2010年 5月	三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員大阪支店長	2017年 7月	SBSホールディングス株式会社顧問
2012年 6月	同社専務取締役	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)
2013年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 3月	SBSホールディングス株式会社社外監査役
		2021年 3月	SBSホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

## ■重要な兼職の状況

SBSホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)

## ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松本正人氏は、豊富な経営経験及び幅広い見識等を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督の機能強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

7

つじ  
辻

ともこ  
智子

1956年8月16日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	味の素株式会社入社	2007年 6月	同社取締役執行役員総合研究所長
1987年 2月	農学博士号取得（東京大学旧応用微生物化学研究所）	2008年 5月	日本水産株式会社顧問
1988年 3月	米国ロックフェラー大学博士研究員	2009年 4月	同社生活機能科学研究所長
1988年 11月	米国ペンシルバニア州立大学博士研究員	2015年 5月	株式会社吉野家ホールディングス執行役員・グループ商品本部素材開発部長（現任）
1989年 12月	財団法人相模中央化学研究所入所		
1999年 5月	株式会社ファンケル入社	2020年 6月	当社社外取締役（現任）

#### ■重要な兼職の状況

株式会社吉野家ホールディングス執行役員・グループ商品本部素材開発部長

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻智子氏は、各企業等において、農学博士として商品素材の研究開発をはじめ小売業の経営にも携わり、経営全般に関する知見を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督機能の強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。



- (注) 1. 取締役候補者多田直樹氏は、株式会社イリュウ商事及び株式会社フォレストモールの代表取締役会長を兼務しております。取締役候補者多田高志氏は、株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産不動産賃貸借取引があります。なお、多田直樹氏と多田高志氏とは兄弟であります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の在任期間について
- ・杉浦宣彦氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
  - ・松本正人氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
  - ・辻智子氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏が社外取締役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社と杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険会社により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏が社外取締役に選任された場合、杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏は引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

わだ きしこ  
**和田 希志子** 1971年6月20日生

新任

(戸籍上の氏名：井上希志子)

所有する当社の株式数

監査役在任期間

監査役会への出席状況

－株

－

－



#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	ふじ合同法律事務所 入所（現任）	2020年2月	司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法）
2015年7月	東芝プラントシステム株式会社 社外取締役	2021年3月	株式会社 l i s B 社外監査役（現任）
2016年4月	最高裁判所司法研修所民事弁護教官	2021年4月	第一東京弁護士会副会長 関東弁護士会連合会常務理事
		2022年6月	株式会社東光高岳社外取締役（監査等委員）（予定）

#### ■重要な兼職の状況

ふじ合同法律事務所  
株式会社 l i s B 社外監査役  
株式会社東光高岳社外取締役（監査等委員）（予定）

#### ■社外監査役候補者とした理由

和田希志子氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として、豊富な業務経験と法律等に関する専門知識を有しており、当社においても独立した客観的・中立的な監査機能の発揮が期待できるため、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田希志子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 和田希志子氏が社外監査役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険会社により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 和田希志子氏が社外監査役に選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。
6. 和田希志子氏の戸籍上の氏名は、井上希志子氏であります。

以 上

## (ご参考)

本総会後の取締役及び監査役の主な専門性・知識・経験等

本総会の第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合における本総会後の取締役及び監査役の主な専門性・知識・経験等は以下のとおりです。

	氏名	地位	企業 経営	業界 経験	グローバル	ESG	財務・会計・ M&A	リスクマネジ メント・法務
取締役	貞方 宏司	代表取締役社長 CEO	●	●		●		●
	多田 直樹	取締役チェアマン	●	●	●	●	●	
	坂井 義光	取締役		●		●		
	多田 高志	取締役	●	●		●		
	杉浦 宣彦	社外取締役			●	●	●	●
	松本 正人	社外取締役	●			●	●	
	辻 智子	社外取締役	●	●	●	●		
監査役	山下 和稔	社外監査役				●	●	
	小澤 哲郎	社外監査役			●	●	●	●
	篠原 一馬	社外監査役				●	●	
	和田 希志子	社外監査役				●		●

## (当社の役員選任方針・プロセスについて)

経営幹部の選任、取締役候補者の指名については、これまでの業務経験・実績・知識、経営・リスク判断力、管理監督能力に優れ、識見、倫理観及び先見性を有し、企業価値向上に資すること等「役員選解任基準」に則り、任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議・答申を受け、取締役会にて、多様性の確保及び全体バランスを含め十分に検討し決定することとしております。また監査役候補者の指名については、豊富な知識・経験、多面的視野、高い倫理観を有し、中立的・客観的な立場で監査能力を有することを基準にし、「役員選解任基準」に則り、任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、監査役会での検討・同意を得たうえで、最終的に取締役会で決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の候補者の指名に当っては、それぞれ別途定めた「社外役員の独立性判断基準」に適合し、豊富な企業経営または学識の経験者或いは法務・財務・会計等の専門的・高度な知識・経験を有し、それぞれ、中立的・客観的視点で各職務を遂行できる候補者を人選することとしております。

経営陣幹部の解職・解任については、当該対象役員が、「役員選解任基準」に照らし、その機能を十分発揮していないと取締役会構成員が判断した場合、任意の「指名・報酬諮問委員会」メンバーである社外取締役への申請により、当該対象役員を除く同委員会を開催、解職・解任に関する議論を開始し、結果如何で、当該役員との意見交換を経て、取締役会に付議し、十分な審議を経て解職の旨を決議、或いは解任を総会に付議する旨を決議することとしております。

(提供書面)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、ワクチン接種の普及拡大により経済活動の正常化に向かう動きも見受けられましたが、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、さらに、原油価格の高騰に伴うインフレ圧力の高まりやウクライナ情勢等による地政学リスクなどもあり、先行きは極めて不透明な状況が続くものと思われま

す。当業界におきましては、感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の反動減、化粧品需要の長期減少、同業他社との出店競争や大手同士等の業界再編など、経営環境は一層厳しさを増しております。

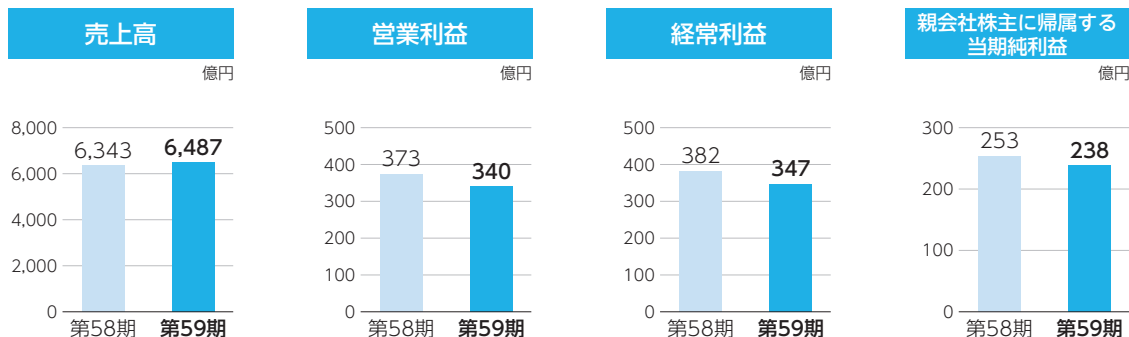
このような状況のもと、当社グループにおきましては、お客様や従業員の安全・安心を最優先に感染症予防対策を徹底し営業活動を行いました。引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要なかつ期待される質の高いサービスレベルの向上・生鮮食料品の導入・食料品の販売強化などに取り組むとともに、出店加速・デジタル推進による効率化などに取り組んでまいりました。

また、当社グループのESG(サステナビリティ経営)につきましては、重要性及び機会・リスク等を考慮し多面的な視点から重要課題(マテリアリティ)を設定し、グループ重要課題の解決に向けたESG情報の開示強化、各種方針の整備、人権リスクへの対応などさまざまな取り組みについて推進してまいりました。

当連結会計年度の当社グループ全体の出店などの状況は、84店舗(フランチャイズ店2店舗の出店を含む)を新規出店し、3店舗のスクラップ&ビルドを実施いたしました。また、95店舗で改装を行い、19店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業946店舗(直営店748店舗、(株)星光堂薬局71店舗、(株)サンドラッグプラス63店舗、フランチャイズ店64店舗)、ディスカウントストア事業335店舗(ダイレックス(株)335店舗)の合計1,281店舗となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高6,487億34百万円（前期比2.3%増）、営業利益340億52百万円（同8.8%減）、経常利益347億34百万円（同9.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益238億53百万円（同5.8%減）となりました。



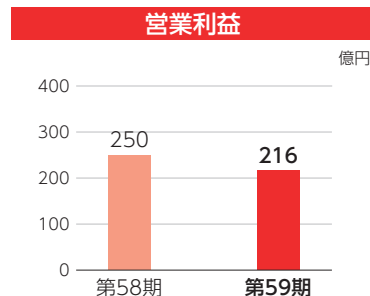
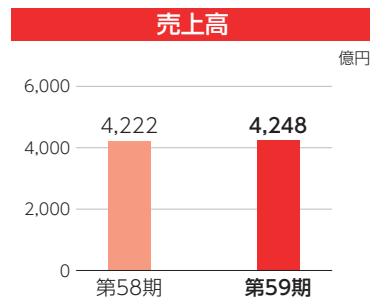
セグメント業績等の概要は次のとおりであります。

### ドラッグストア事業

ドラッグストア事業は、感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の反動減、天候不順影響、駅前型店舗のインバウンド需要長期消失、コロナ禍における化粧品需要の長期減少などの影響により低調に推移しました。一方、生鮮食料品導入など積極的な店舗改装、インバウンド需要や化粧品需要の減少などが一巡したことなどにより、売上高が前期を上回りました。経費面につきましては、セミセルフレジ・電子棚札導入など生産性向上を推進しましたが、想定以上の原油価格上昇に伴い光熱費などが増加いたしました。

ドラッグストア事業の出店などの状況は、60店舗（フランチャイズ店2店舗の出店を含む）を新規出店し、83店舗を改装したほか、17店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は4,248億25百万円（前期比0.6%増）、営業利益は216億77百万円（同13.4%減）となりました。

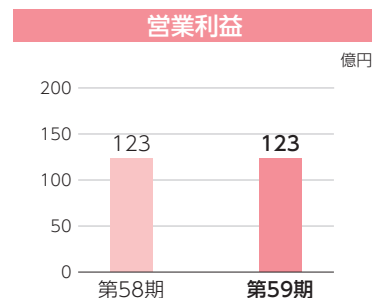
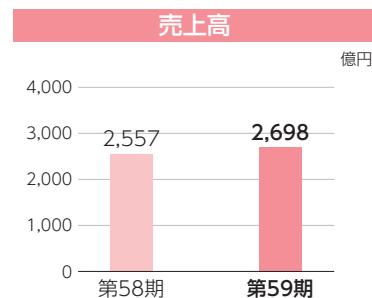


## ディスカウントストア事業

ディスカウントストア事業は、家電製品などの巣ごもり消費需要の反動減影響や天候不順影響、暖冬による季節商材の不振などはあったものの、店舗改装を含め食料品の販売強化などにより、売上高が前期を上回りました。経費面につきましては、ドラッグストア事業同様に光熱費等が増加しました。

ディスカウントストア事業の出店などの状況は、24店舗を新規出店し、3店舗のスクラップ&ビルドと12店舗を改装したほか、2店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は2,698億85百万円（前期比5.5%増）、営業利益は123億74百万円（同0.5%増）となり、増収・増益となりました。



### ② 企業集団の設備投資並びに資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は238億83百万円であります。その主なものは、新規出店84店舗、スクラップ&ビルド3店舗及び改装95店舗などに伴うものであります。

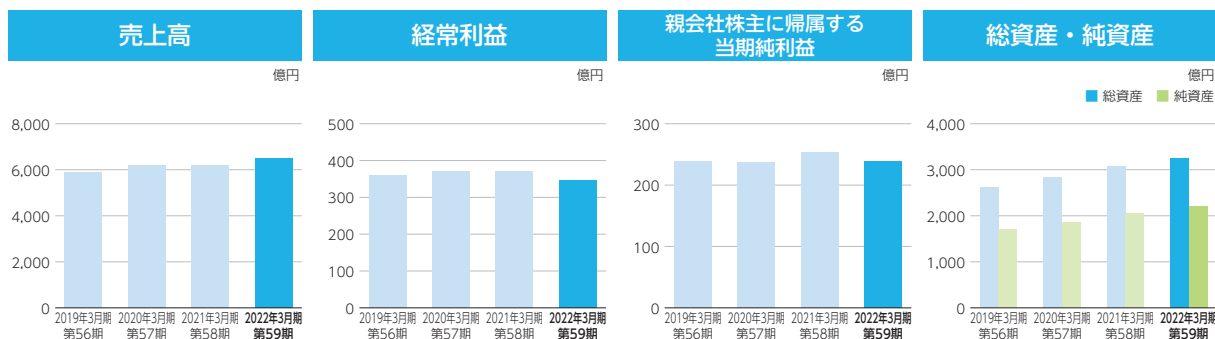
なお、当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で賄っております。



## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2018/4~2019/3)	第 57 期 (2019/4~2020/3)	第 58 期 (2020/4~2021/3)	第 59 期 (2021/4~2022/3)
売 上 高 (百万円)	588,069	617,769	634,310	648,734
経 常 利 益 (百万円)	35,800	37,159	38,228	34,734
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	23,933	23,692	25,329	23,853
1株当たり当期純利益 (円)	204.76	202.67	216.68	204.02
総 資 産 (百万円)	262,195	284,276	308,528	325,768
純 資 産 (百万円)	171,055	186,822	205,156	220,592
1株当たり純資産額 (円)	1,462.72	1,597.57	1,754.32	1,886.40

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。



## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 星 光 堂 薬 局	90百万円	100%	ドラッグストア事業
株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ プ ラ ス	10百万円	100%	ドラッグストア事業
株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ ・ ド リ ー ム ワ ー ク ス	5百万円	100%	ドラッグストア事業
ダ イ レ ッ ク ス 株 式 会 社	3,369百万円	100%	ディスカウントストア事業

#### (4) 対処すべき課題

少子高齢化は一層進み、お客様の健康に対するニーズ等は、年々一層高まっていくものと考えております。また、同業他社との出店競争や大手同士等の業界再編など、経営環境は一層厳しさを増しております。加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、長期化が懸念されることに加え、ウクライナ情勢等による地政学リスクやエネルギー価格・原材料価格の高騰など懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは国内店舗網の更なる拡大を図り、利便性の高い店舗開発、高齢化社会を見据えて更なる専門性の強化及びローコストオペレーションを支えるさまざまな仕組み作りなどに取り組んでまいります。

これらに基づき、下記対処してまいります。

- ① 多様な業態で全国をカバー  
商店街・繁華街・郊外単独・郊外複合・ディスカウントストアと立地により、最も適した業態で出店を加速してまいります。
- ② E C事業強化  
取扱い商品拡大・販売チャネルの拡大やE C物流拠点の増設など体制作りの強化を図ります。
- ③ 調剤事業強化  
高齢化社会を見据え、調剤事業拡大を行うとともに、「健康サポート薬局」への対応や「かかりつけ薬剤師」の育成など薬剤師の更なるレベルアップを図ります。
- ④ プライベートブランド開発強化  
価格訴求のプライベートブランド（PB）商品のアイテム拡充とともに更なる高付加価値PB商品の開発の拡大などにより、品揃えの一層の充実を図ります。
- ⑤ 人材育成強化  
更なる規模拡大に向けて、薬剤師をはじめ専門性ある多様な人材確保や資質強化に向けた教育・育成の充実を図ります。
- ⑥ デジタル推進  
IT・デジタル推進による店舗オペレーション及び業務の効率を図ります。
- ⑦ サステナビリティ経営推進  
企業理念である、国民の『健康で豊かな暮らし』の実現と持続可能な社会の実現をめざし、サステナビリティ経営を推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、薬局の経営並びに医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売及び卸売の事業を行っております。

## (6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

北海道	63店舗	京都府	15店舗
青森県	6店舗	大阪府	62店舗
秋田県	7店舗	兵庫県	38店舗
岩手県	6店舗	奈良県	11店舗
宮城県	18店舗	和歌山県	5店舗
山形県	7店舗	鳥取県	7店舗
福島県	17店舗	島根県	5店舗
新潟県	74店舗	岡山県	11店舗
群馬県	8店舗	広島県	19店舗
栃木県	13店舗	山口県	18店舗
茨城県	13店舗	徳島県	14店舗
埼玉県	71店舗	香川県	13店舗
千葉県	41店舗	愛媛県	13店舗
東京都	180店舗	高知県	5店舗
神奈川県	68店舗	福岡県	82店舗
山梨県	24店舗	佐賀県	24店舗
長野県	9店舗	長崎県	32店舗
静岡県	14店舗	熊本県	40店舗
岐阜県	1店舗	大分県	19店舗
愛知県	66店舗	宮崎県	24店舗
三重県	8店舗	鹿児島県	27店舗
滋賀県	7店舗	沖縄県	12店舗
		フランチャイズ	64店舗

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ドラッグストア事業	4,404名 (4,016名)	286名 (△142名)
ディスカウントストア事業	1,611名 (4,208名)	95名 (△25名)
合 計	6,015名 (8,224名)	381名 (△167名)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,795名 (3,509名)	278名 (△143名)	34歳 0ヶ月	8年 8ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

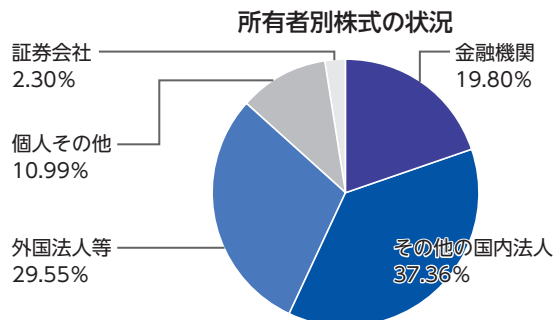
## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 536,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,331,184株  
(自己株式を含む)
- ③ 株主数 17,430名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社イリュウ商事	43,776	37.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,124	12.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,913	4.20
多田直樹	3,112	2.66
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド	2,936	2.51
多田高志	2,200	1.88
ザチェスマンハッタンバンクエヌアイロンドンエスエルオムニパスアカウント	1,809	1.55
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	1,797	1.54
オーエム02ステートストリート808424クライアントオムニ	1,568	1.34
ジェーピーモルガンチェースバンク 385047	1,508	1.28

- (注) 1. 当社は自己株式 (2,407千株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・ 新株予約権の数  
95個
- ・ 目的となる株式の種類及び数  
普通株式9,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (1株当たり1円)	2012年8月13日 ～2042年8月12日	8個	1人
	第2回 (1株当たり1円)	2013年8月12日 ～2043年8月11日	6個	1人
	第3回 (1株当たり1円)	2014年8月11日 ～2044年8月10日	4個	1人
	第4回 (1株当たり1円)	2015年8月11日 ～2045年8月10日	4個	1人
	第5回 (1株当たり1円)	2016年8月11日 ～2046年8月10日	4個	1人
	第6回 (1株当たり1円)	2017年8月10日 ～2047年8月9日	5個	2人
	第7回 (1株当たり1円)	2018年8月10日 ～2048年8月9日	5個	2人
	第8回 (1株当たり1円)	2019年8月10日 ～2049年8月9日	20個	3人
	第9回 (1株当たり1円)	2020年8月13日 ～2050年8月12日	17個	3人
	第10回 (1株当たり1円)	2021年8月13日 ～2051年8月12日	22個	3人

- (注) 1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりであります。
- ・ 新株予約権者は、当社の取締役の地位をすべて喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ・ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
  - ・ その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第1回から第5回の新株予約権等に関する事項につきましては、株式分割調整後の数を記載しております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	貞 方 宏 司	ダイレックス(株) 代表取締役会長
取 締 役	多 田 直 樹	当社 管理本部長 (株)イリュウ商事 代表取締役会長 (株)フォレストモール 代表取締役会長
取 締 役	多 田 高 志	ダイレックス(株) 代表取締役社長 (株)イリュウ商事 非業務執行取締役
社外取締役	杉 浦 宣 彦	中央大学大学院戦略経営研究科教授 金融庁 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会 メンバー
社外取締役	松 本 正 人	S B Sホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	辻 智 子	(株)吉野家ホールディングス 執行役員グループ商品本部素材開発部長
社外常勤監査役	山 下 和 稔	
社外監査役	小 澤 哲 郎	弁護士法人小澤総合法律事務所代表（弁護士） 東京都中央区情報公開・個人情報保護審査会委員 東京都中央区行政不服審査会 委員 公益財団法人AFS日本協会 監事
社外監査役	篠 原 一 馬	篠原公認会計士事務所代表（公認会計士）

- (注) 1. 取締役の杉浦宣彦氏、松本正人氏及び辻智子氏は、社外取締役であり、監査役の山下和稔氏、小澤哲郎氏及び篠原一馬氏は、社外監査役であります。
2. 各社外取締役及び各社外監査役並びにそれぞれの兼職先と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、上記の社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山下和稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小澤哲郎氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役篠原一馬氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、当社及び連結子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用を填補するものであります。



### ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、取締役の報酬等を年額4億円以内（ただし、ストックオプション報酬額及び使用人分給与・賞与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2012年6月23日開催の第49期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額3千万円且つ12,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（非常勤、社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ロ. 取締役及び監査役の総額及び個人別の報酬等の決定方針に関する事項

社内取締役報酬体系は、役位を踏まえた固定報酬と業績や中長期的業績向上に向けた取り組みに連動するインセンティブな賞与及びストックオプションの変動報酬とで構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

役員報酬等の決定方法は、全社外取締役（3名）、代表取締役社長及び取締役管理本部長からなる任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議結果に基づく助言・答申を得て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、内規の定めにより、株主総会決議承認された報酬限度内で決定しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会は、5回開催し、テーマは、役員報酬（社内取締役賞与を含む。）案及び報酬制度設計案、取締役及び監査役候補選任案等であり、その審査結果を取締役に答申いたしました。

以上の手続きを経て取締役の総額及び個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

種類ごとの構成比率は、業績及び評価項目達成状況により変動いたしますが、固定報酬：変動賞与：ストックオプションは、(63.0～33.3)：(21.0～57.9)：(5.2～7.6)の範囲となっております。

## ハ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (うち社外取締役)	93 (18)	53 (18)	35 (-)	5 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	106 (30)	65 (30)	35 (-)	5 (-)	10 (6)

- (注) 1. 取締役への支給人数7名には、2021年4月辞任1名(社内)を含んでおります。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。  
 3. 当社役員の報酬等は、当社からの支給のみであり、連結子会社からの報酬はありません。

### 二. 固定報酬及び業績連動報酬等に関する事項

社内取締役報酬の算定方法は、固定報酬は、経営委任の対価として、役員報酬規程の定めに従いそれぞれの役位に応じて決定しております。

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。その方法は、年度ごとに連結経常利益増額の連結売上高に対する率等に応じて、役員報酬規程に定める支給基準に基づき基準役員賞与総額を決め、次に役位に応じた比率で総額を各取締役按分し、その額を個別の取締役ごとの業績評価及び定性評価により増減させ、全社外取締役(3名)、代表取締役社長及び取締役管理本部長からなる任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議結果に基づく助言・答申を得て、支給額を決定しております。

### ホ. 非金銭報酬の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して株式報酬を交付しております。その内容は、株式報酬型ストックオプションであり、年額3千万円且つ12,000株を上限として、株式報酬型ストックオプション規程の定めに従い付与数を決定しております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役杉浦宣彦氏は、中央大学大学院教授であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役松本正人氏は、S B Sホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役辻智子氏は、(株)吉野家ホールディングスの執行役員であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役小澤哲郎氏は、弁護士法人小澤総合法律事務所の代表(所長)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役篠原一馬氏は、篠原公認会計士事務所の代表(所長)であります。  
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	杉 浦 宣 彦	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、議案・審議につき、大学院教授（法学博士）としての豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は5回開催され、すべて出席しております。
取 締 役	松 本 正 人	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、議案・審議につき、経験豊富な経営執行者の観点から経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は5回開催され、すべて出席しております。
取 締 役	辻 智 子	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、議案・審議につき、豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は5回開催され、すべて出席しております。
監 査 役	山 下 和 稔	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会15回のすべてに出席し、金融機関経験や他社の常勤監査役経験に基づき、法令・会計・内部統制の観点から、議案・審議について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監 査 役	小 澤 哲 郎	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会15回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監 査 役	篠 原 一 馬	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会15回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

###### イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 34.5百万円

###### ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人 45.5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

###### 2. 監査役会が会計監査人の報酬について同意した理由

監査役会は、過年度における、取締役会、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手並びに報告を受け、会計監査人の監査計画や監査時間の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、当事業年度の監査計画及び他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、ストックオプションの発行に関する助言業務を委託しております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンスの推進については、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、グループ全社の役員及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修を通じ指導する。そして、業務監査室が統制状況を監査する。  
また、相談・通報体制を設置し、コンプライアンス違反に気づいたグループ全社の役員及び使用人等並びにこれらの者から報告を受けた者は、「コンプライアンス規程」及び別途定める「公益通報者保護規程」に基づき対応する体制とする。  
なお、グループ各社は、内部通報制度により得た情報を速やかに当社の管理部長宛に報告することとし、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、別途定める「文書保存規程」及び「情報管理規程」に従う運営体制とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、別途定める「リスク管理規程」に従い、グループ全体の危機管理を運営する体制とする。  
なお、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」に従い「対策本部」を設置し、グループ全体として対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
業務監査室による実地監査や社外役員からの客観的効率性監視活動を反映し、定時取締役会にて、グループ全社の経営効率を検証する体制とする。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社からグループ各社に、取締役または監査役等を派遣し、各社の業務運営を定常的に監督する。  
当社の事前承認を原則とする旨などを規定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。  
グループ各社は、法令を遵守し、「当社の理念や指針」及び「関係会社管理規程」や当社に準じた「諸規程」を基礎として行動、運営及び管理し、コンプライアンス、リスク管理などの内部統制システムの運用状況や実績を、「関係会社管理規程」に基づき、毎年定期的に当社取締役会に報告する体制とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その員数及び人選については、監査役の要請に基づき検討し決定することとする。  
また、当該使用人は、監査役の要請に基づき、グループ全社のいずれの会議にも出席できるものとし、グループ全社のいずれの部署もそれに協力しなければならない体制とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
前号の使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属することとし、その使用人の考課・異動等を行う場合は、予め監査役に相談のうえ決定することとする。
- ⑧ 取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びに、これらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
グループ全社の役員及び使用人等は、監査役が出席する「取締役会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「経営会議」等の主要会議にて業務執行状況や財務状況の報告をするとともに、随時、面談・イントラネットなどのメール等や社内通達等を活用し、法令・定款違反やその他業務執行に関する重要事項及び監査役の随時請求事項等につき、監査役へ迅速・的確に報告する運営体制とする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役等は、監査役や会計監査人と経営方針・課題・リスクのほか、監査環境等について意見交換をする。  
グループ全社の役員及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。  
監査役 of 職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じて業務監査室に調査を求めることができ、また会計監査人・顧問弁護士等に相談できるものとし、その費用及び監査役職務執行について生じる費用は会社が負担するものとする。

**(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**（期間2021年4月1日～2022年3月31日）  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、毎期定期的にその運用状況について報告を受けております。取締役会出席取締役6名のうち、社外取締役は3名〔大学院教授（法学博士）、元金融機関経営者、女性経営執行者（農学博士）〕で構成され、幅広い視点から毎回活発な議論を通じて監督機能を発揮いたしました。また、社外監査役3名（内、弁護士、公認会計士各1名）は、独立した立場から、内部統制システムの整備を含め、取締役の職務執行を監査し、必要に応じて説明を求めました。役員・役員候補者に対し、役員向け研修プログラム（e-ラーニング）受講体制を整備し、ガバナンス、コンプライアンスも含め体系的学習を実施いたしました。従業員に対しても役職別にコンプライアンス、マネジメント等の研修体制の充実を図りました。今期、社外取締役、社外監査役講師による幹部社員向け研修（人権、個人情報保護）を実施いたしました。業務執行部門から独立した業務監査室は、店舗の監査、財務報告内部統制の整備状況等を監査し、必要に応じてその改善を提案いたしました。業務監査室による「内部統制報告会」は、取締役社長も出席し定期的に開催いたしました（今期7回開催）。また、その結果を取締役会と監査役会に定期的に報告しております。今期、全社的リスクマネジメントの統括部署として法務部を新設いたしました。法令、社内規程の違反等の不正行為を安心して報告するための内部通報窓口について、通報者保護の徹底を周知いたしました。また、社外の通報窓口の周知も実施いたしました。



② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含む重要文書や情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制を整備しております。文書の保存・管理状況のモニタリングを行い、文書の保存・管理について定めた規程の整備を実施いたしました。また、DX推進委員会を定期的で開催し、DX推進と同時に情報セキュリティ体制の整備にも取り組んでおります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の実効性を高めるため、取締役社長を委員長に、コンプライアンス・リスク管理委員会を月次で開催し、リスク管理の当事者である部次長、室長による各部室のリスクの識別、評価、管理、コントロールの対策を策定し、共通するリスクについては全社でリスク情報を共有いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応策策定のため、機動的に安全衛生委員会を開催し、従業員が適時・適切に行動できるよう意思決定を行い情報発信いたしました。リモートワークの開始に伴い、実施マニュアルを作成し、情報管理、リスク管理に万全を期しました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

業務執行の重要事項についての情報の共有、認識の共有を図るため、すべての執行取締役、執行役員、各部室長で構成される経営会議を設置しております。また、個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種委員会を設置しております。本社各部室別に原則毎月開催される、取締役社長、取締役が出席する業務報告会を活用し、各部から役員に対し今期目標に対するKPIの進捗状況と戦略課題について適時・適切に伝達される体制が、意思決定の迅速化にも寄与しております。サンドラッググループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するため、取締役社長を委員長とするESG推進委員会を定期的で開催しております。環境、社会課題の解決と当社の持続的発展のために重要な課題を今期、マテリアリティとして特定いたしました。その重要課題を経営計画及び経営に統合することで、社会のあるべき姿の追求とビジネス機会の追求との両立をめざしてまいります。毎年度実施している、自己評価も踏まえた「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づく意見をもとに効率化、適正化を図っております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保する体制

当社から子会社各社に取締役あるいは監査役を派遣のうえ、当社による事前稟議承認制度を採用することで、各社の業務運営を定常的に監督いたしました。また、当社及び重要子会社における毎月開催のコンプライアンス・リスク管理委員会、内部統制会議、安全衛生委員会等の議事内容についてグループ各社で情報共有し、業務の適正化を推進いたしました。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状、専任の補助使用人は置いておりませんが、必要に応じて管理部長、業務監査室社員等が監査役の業務を支援する体制を整備しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

該当ありません。

⑧ 取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

重要事案については、役員、管理部長等から監査役に対し適時にメール、電話、口頭での報告を実施しております。常勤監査役は、社内のすべての情報にアクセスでき、取締役会の他、「経営会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「内部統制報告会」等々の重要会議に出席しており、また、希望すればすべての会議に参加できる体制を確保しております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施し、また必要に応じて適宜ミーティングを行っております。業務監査室は、期初に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果についても監査役会と共有し、常勤監査役とは月次で定例ミーティングも実施することで緊密に連携しております。法務部は、月次で常勤監査役とコンプライアンス、リスク管理の情報を共有いたしました。監査役は会計監査人と定期的にミーティングを実施し、監査結果報告以外にも、意見交換並びに情報交換を行い緊密な連携を図っております。常勤監査役は、取得した情報を毎月開催される監査役会に報告し、他の監査役と情報を共有し意見の交換を行いました。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>199,537</b>	<b>流動負債</b>	<b>96,045</b>
現金及び預金	89,330	買掛金	67,029
売掛金	19,108	未払法人税等	5,199
商品	72,415	契約負債	4,301
原材料及び貯蔵品	126	その他	19,514
未収入金	14,352	<b>固定負債</b>	<b>9,130</b>
その他	4,209	退職給付に係る負債	1,696
貸倒引当金	△4	資産除去債務	5,300
<b>固定資産</b>	<b>126,230</b>	その他	2,133
<b>有形固定資産</b>	<b>77,855</b>	<b>負債合計</b>	<b>105,175</b>
建物及び構築物	94,904	<b>(純資産の部)</b>	
土地	7,639	<b>株主資本</b>	<b>222,567</b>
その他	51,304	資本金	3,931
減価償却累計額	△75,993	資本剰余金	7,430
<b>無形固定資産</b>	<b>5,954</b>	利益剰余金	215,145
のれん	2	自己株式	△3,939
その他	5,951	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,003</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>42,420</b>	その他有価証券評価差額金	56
投資有価証券	296	土地再評価差額金	△1,940
長期貸付金	7,704	退職給付に係る調整累計額	△120
繰延税金資産	6,435	<b>新株予約権</b>	<b>28</b>
再評価に係る繰延税金資産	856	<b>純資産合計</b>	<b>220,592</b>
敷金及び保証金	25,207	<b>負債純資産合計</b>	<b>325,768</b>
その他	1,926		
貸倒引当金	△4		
<b>資産合計</b>	<b>325,768</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		648,734
売上原価		492,228
売上総利益		156,506
販売費及び一般管理費		122,454
営業利益		34,052
営業外収益		
受取利息	122	
受取配当金	6	
受取手数料	70	
補助金収入	33	
固定資産受贈益	301	
その他	159	693
営業外費用		
支払利息	9	
その他	0	10
経常利益		34,734
特別利益		
固定資産売却益	290	
在庫補助金	114	
受取補償金	51	
その他	3	459
特別損失		
固定資産売却損	58	
固定資産除却損	143	
賃貸借契約解約損	147	
減損損失	110	
固定資産圧縮損	29	
その他	28	519
税金等調整前当期純利益		34,675
法人税、住民税及び事業税		10,738
法人税等調整額		83
当期純利益		23,853
親会社株主に帰属する当期純利益		23,853

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,931	7,414	200,007	△3,977	207,376
会計方針の変更による累積的影響額			△224		△224
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,931	7,414	199,783	△3,977	207,152
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△8,183	-	△8,183
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	23,853	-	23,853
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		15		38	54
土地再評価差額金の取崩			△308		△308
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	15	15,361	38	15,415
当期末残高	3,931	7,430	215,145	△3,939	222,567

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	59	△2,248	△106	△2,295	75	205,156
会計方針の変更による累積的影響額						△224
会計方針の変更を反映した当期首残高	59	△2,248	△106	△2,295	75	204,932
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△8,183
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	23,853
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						54
土地再評価差額金の取崩						△308
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2	308	△13	292	△47	244
当期変動額合計	△2	308	△13	292	△47	15,660
当期末残高	56	△1,940	△120	△2,003	28	220,592

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>159,081</b>	<b>流動負債</b>	<b>74,096</b>
現金及び預金	74,247	買掛金	49,432
売掛金	26,358	リース債務	34
商品	41,086	未払金	5,655
原材料及び貯蔵品	194	未払費用	3,112
前渡金	3	未払法人税等	2,895
前払費用	2,156	契約負債	3,200
未収入金	13,204	前受金	234
その他	1,829	預り金	9,148
<b>固定資産</b>	<b>84,983</b>	前受収益	6
<b>有形固定資産</b>	<b>32,828</b>	その他	374
建物	39,552	<b>固定負債</b>	<b>6,104</b>
構築物	3,435	リース債務	43
車両運搬具	8	退職給付引当金	942
工具、器具及び備品	27,036	資産除去債務	3,294
土地	3,365	その他	1,824
リース資産	348	<b>負債合計</b>	<b>80,200</b>
建設仮勘定	128	<b>(純資産の部)</b>	
減価償却累計額	△41,046	<b>株主資本</b>	<b>165,744</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,777</b>	<b>資本金</b>	<b>3,931</b>
のれん	2	<b>資本剰余金</b>	<b>7,430</b>
借地権	3,269	資本準備金	7,409
商標権	0	その他資本剰余金	21
ソフトウェア	2,457	<b>利益剰余金</b>	<b>158,321</b>
その他	48	利益準備金	256
<b>投資その他の資産</b>	<b>46,377</b>	その他利益剰余金	158,065
投資有価証券	105	別途積立金	86,750
関係会社株式	11,716	繰越利益剰余金	71,315
出資金	2	<b>自己株式</b>	<b>△3,939</b>
長期貸付金	11,941	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△1,908</b>
長期前払費用	810	その他有価証券評価差額金	31
繰延税金資産	3,608	<b>土地再評価差額金</b>	<b>△1,940</b>
再評価に係る繰延税金資産	856	<b>新株予約権</b>	<b>28</b>
敷金及び保証金	17,137	<b>純資産合計</b>	<b>163,864</b>
その他	202	<b>負債純資産合計</b>	<b>244,064</b>
貸倒引当金	△4		
<b>資産合計</b>	<b>244,064</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		413,493
売上原価		315,340
売上総利益		98,153
その他の営業収入		2,412
営業総利益		100,565
販売費及び一般管理費		79,799
営業利益		20,766
営業外収益		
受取利息	89	
受取配当金	4	
受取手数料	42	
補助金収入	30	
固定資産受贈益	281	
その他	98	547
営業外費用		
支払利息	6	
その他	0	7
経常利益		21,306
特別利益		
固定資産売却益	256	
受取補償金	51	
国庫補助金	84	
受取和解金	3	395
特別損失		
固定資産売却損	34	
固定資産除却損	112	
賃貸借契約解約損	142	
減損損失	77	
災害による損失	3	
その他	1	373
税引前当期純利益		21,328
法人税、住民税及び事業税		6,278
法人税等調整額		190
当期純利益		14,859

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	3,931	7,409	5	256	86,750	65,054	△3,977	159,428	
会計方針の変更による累積的影響額						△105		△105	
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,931	7,409	5	256	86,750	64,948	△3,977	159,322	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△8,183	-	△8,183	
当期純利益	-	-	-	-	-	14,859	-	14,859	
自己株式の取得							△0	△0	
自己株式の処分			15				38	54	
土地再評価差額金の取崩						△308		△308	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	15	-	-	6,367	38	6,421	
当期末残高	3,931	7,409	21	256	86,750	71,315	△3,939	165,744	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 純 資 産 計 権 合
	そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	34	△2,248	△2,214	75 157,289
会計方針の変更による累積的影響額				△105
会計方針の変更を反映した当期首残高	34	△2,248	△2,214	75 157,183
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△8,183
当期純利益	-	-	-	14,859
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				54
土地再評価差額金の取崩				△308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	308	306	△47 258
当期変動額合計	△2	308	306	△47 6,680
当期末残高	31	△1,940	△1,908	28 163,864

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社 サンドラッグ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 庸 介  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社 サンドラッグ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 庸 介  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社 サンドラッグ 監査役会  
 常勤監査役(社外監査役) 山下 和 稔  
 監査役(社外監査役) 小澤 哲 郎  
 監査役(社外監査役) 篠原 一 馬

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都府中市若松町一丁目38番地の1  
当社 本社ビル3階 会議室  
電話 042-369-6211 (代表)



●京王線 東府中駅北口下車 徒歩7分



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。